

第3章

市との関係について



1 関係業務と担当課一覧

自治会活動における市の業務内容や窓口をご紹介します。

熊谷市役所 ☎048-524-1111（代表）

業 務 内 容	担 当 課 名
自治会活動全般、自治会連合会事務局	市民活動推進課
認可地縁団体に関すること（26 ページ）	
ゴミゼロ 530運動(コミュニティづくり市民協議会事務局)	
集会所の建設、改修に伴う補助に関すること（27 ページ）	
コミュニティ助成事業に関すること(27 ページ)	
校区連絡会に関すること	
市民活動補償制度に関すること(28 ページ)	
ニャオざね着ぐるみの貸出(29 ページ)	
自主防犯パトロール等に関すること	安心安全課
青色防犯パトロール車の自動車燃料費等補助に関すること	
防犯灯補助等に関すること(30 ページ)	
地域防犯カメラ設置の補助に関すること(31 ページ)	
防犯教室の実施	
交通規制等に関する相談	
交通安全教室の実施	
交通災害共済に関すること(31 ページ)	
タウンミーティングに関すること	政策調査課
自主防災組織に関すること(32 ページ)	危機管理課
広報紙等配布数変更に関すること(34 ページ)	広報広聴課
統計調査に関すること	庶務課
民生委員・児童委員に関すること	生活福祉課
避難行動要支援者名簿に関すること	
敬老会開催に伴う補助に関すること(34 ページ)	長寿いきがい課
ニャオざね元気体操に関すること(34 ページ)	各地域包括支援センター

熊谷市役所 ☎048-524-1111（代表）

業 務 内 容	担当課	電話番号
不法投棄に関する相談等 （不法投棄防止看板の配布など）	環境推進課（江南庁舎） 048-536-1549 妻沼行政センター地域振興係 048-588-9988	
環境美化推進員に関すること（35 ページ）	環境推進課（江南庁舎） 048-536-1549	
衛生害虫に関すること（35 ページ） （散布機の貸出、薬剤購入費補助金等）	環境推進課（江南庁舎） 048-536-1565	
ごみ集積所に関する相談等	環境美化センター（肥塚 1125） 048-524-7121	
ごみ集積所の看板・カラス除けネットの配布		
公園管理に関する依頼、相談等 （公園清掃後のごみ回収など）	公園緑地課（大里庁舎） 0493-39-4806	
公園サポーター制度報奨金に関すること（36 ページ）		
緑の募金（家庭募金）に関すること		
幹線道路の整備に関すること	道 路 課（市役所本庁舎）	
生活道路の拡幅整備・側溝整備に関すること		
道路補修・砂利敷き・舗装新設に関すること	維 持 課（市役所本庁舎）	
側溝清掃に関すること （側溝蓋上げ機の貸出、汚泥の収集）		
交通安全施設に関すること		

○関係機関代表電話番号○

機 関 名 称	電話番号	備 考
熊 谷 市 役 所	048-524-1111	
大里行政センター・大里庁舎	0493-39-0311	
妻沼行政センター・妻沼庁舎	048-588-1321	
江南行政センター・江南庁舎	048-536-1521	
熊 谷 警 察 署	048-526-0110	
熊 谷 消 防 本 部	048-501-0119	消防総務課
埼 玉 県 熊 谷 保 健 所	048-523-2811	
熊谷市社会福祉協議会	048-588-2345	

2 手続の方法について

市役所に届出の必要な主な手続をご紹介します。

次の ① ～ ⑤の問合せは

市民活動推進課（本庁舎 4 階）048－524－1111（代表）

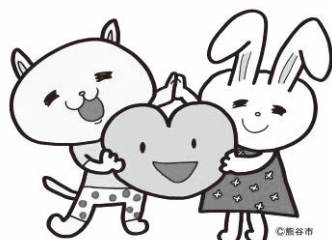
①認可地縁団体

認可地縁団体とは、法人格を有する自治会のことです。認可地縁団体になると、集会所等の土地や建物の不動産登記が自治会名義で可能となります。

認可地縁団体になるには、市長の認可が必要です。認可地縁団体となることを検討している自治会はご相談ください。

また、既に認可地縁団体となっていて、会長の変更や会則に変更があった場合も変更の手続が必要となりますので、ご連絡ください。

◎受付時期：随時



コロナ禍で・・・



活動を行う上で 注意するポイント

3つの基本は忘れずに

- 1 身体的距離の確保：人と人が触れ合わない程度の間隔（1 m程度）
- 2 マスクの着用：会話をする時は、屋外でもマスクを付けて
- 3 手洗い：家に帰ったらまず手を洗う。洗う前に目鼻口を触らない。



②集会所の建設・改修に伴う補助

市では、地域コミュニティ活動の向上を目的として、自治会等が行う集会所等のコミュニティ施設の新築や増改築に対し、補助金を交付します。

◎受付時期：建設・改修予定の前年度8月末までご相談ください

※補助金には補助対象等の条件があり、あらかじめ見積書等の資料提出も必要となりますので、お早めに市民活動推進課までご相談ください。

◇補助金の概要◇

補助対象事業	補助対象経費		補 助 額
集会所建設	新築工事	市長が 認める 経 費	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（限度額 700 万円）。ただし、埼玉県の市町村と地域団体との協働事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金を受けない場合は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（限度額 350 万円）とする。
	増築工事		補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（限度額 400 万円）。ただし、埼玉県の市町村と地域団体との協働事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金を受けない場合は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（限度額 200 万円）とする。
	改築工事		補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（限度額 200 万円）とする。
山車(屋台) 格納庫建設	新築工事 及 び 増改築工事	市長が 認める 経 費	補助対象経費に5分の3を乗じて得た額で、次のとおりとする。 ①耐火構造：限度額 200 万円 ②非耐火構造：限度額 120 万円

※補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

③コミュニティ助成事業について

集会所の新築や備品の整備を行う場合、一般財団法人自治総合センターが実施する「コミュニティ助成事業」の助成金を利用できる場合があります。

詳細は、市民活動推進課までご相談ください。

④市民活動補償制度

市民活動補償制度は、市民活動中に生じた事故の負担を軽減し、安心して活動に参加できるように、市が保険料を全額負担し保険制度の面から支援していくものです。

◎受付時期：随時

＜申込方法＞

市民活動団体の代表者は、「熊谷市市民活動補償制度登録申請書」を市民活動推進課へ提出してください。一度登録されると継続されますので、代表者の変更などによる再登録の必要はありません。

また、申請書は市のホームページからダウンロードできます。

＜対象となる活動＞

公益性があり、市に登録された団体等が無報酬（実費弁償は除く）で行う継続的、計画的な市民活動です。ただし、政治、宗教、営利を目的とする活動は除きます。

※具体例：防犯活動、防災活動、清掃活動、交通安全活動、非行防止活動
社会福祉活動、社会教育活動 等

＜対象とならない主な事故＞

- ・指導者、活動者の故意による事故
- ・地震、雷など天災による事故
- ・疾病（特定疾病は除く。）、脳疾患又は心神喪失による事故
- ・自覚症状しかないむち打ち症や腰痛
- ・交通事故など車両による事故 等

＜保険の補償を受けられる者＞

- ・指導者
- ・活動者

※単なる観覧者や活動を伴わない参加者
などは含みません。



<保険内容>

【傷害保険】

区 分	保険金額（限度額）
死亡補償金	1人につき200万円
後遺障害補償金	1人につき6万円から200万円
入院補償金	日額3,000円（180日限度）
通院補償金	日額2,000円（90日限度）

【損害賠償保険】

区 分	保険金額
身体賠償	1人につき5,000万円 1事故5億円まで
財物賠償	1事故につき1,000万円
保管物賠償	1事故につき500万円

※免責金額（自己負担額）：1事故につき身体賠償・財物賠償1,000円
保管物賠償は5,000円

<万が一、事故が発生したら>

【傷害事故の場合】

（1）まずは、自治会の代表者から、市へ連絡してください。

「いつ」・「どこで」・「だれが」・「だれを」・「どうして」・「どうなったか」を連絡してください。その後、事故発生から30日以内に所定の報告書を提出して下さい。

（2）保険会社において、市民活動中の事故であるかを判定します。

（3）治療完了後、傷害を受けた方から市へ保険金請求関係書類を提出して下さい。

（4）保険会社から傷害を受けた方へ保険金を支払い、保険金支払い済み通知書を送付します。

※賠償事故の場合は、手続が異なります。

⑤ニャオざね着ぐるみの貸出

お祭りや運動会など、イベントの盛り上げ役として熊谷市のマスコットキャラクター「ニャオざね」の着ぐるみを貸し出ししています。現在、様々な団体が市内のイベントにて活用しています。

<受付期間>

- ・使用する日の3か月前から予約が可能です。

<使用料金>

- ・無料



⑥防犯灯に関する補助等

市内の防犯灯については、原則的に自治会に設置・管理していただいております。市は自治会に、設置費補助金と維持管理費補助金を交付しています。

設置費補助金は、新たに防犯灯を設置する場合や、故障などにより灯具一式を交換する場合の工事費を対象とする補助金です（LED 防犯灯のみ対象）。申請は随時受け付けています。

維持管理費補助金は、防犯灯の電気料など維持管理に関する補助金です。申請は年一度、10月頃に申請書を送付します。令和4年度から補助額が変更になりますので、ご注意ください。

また、灯具一式交換費用の無利子貸付制度がございます。一度に多数の灯具一式交換を行う場合などには、ご活用ください。

自治会管理防犯灯に対する補助金

補助金の区分		種 類	補助金額（1 灯につき）
設置費 補助金	共架式新設 （既存の電柱等に設置）	L E D	工事費の 1 / 2 以内 + 5,000 円 最高限度額 22,000 円
	小柱新設 （新たに支柱を設置）	L E D	工事費の 1 / 2 以内 + 5,000 円 最高限度額 32,000 円
	灯具一式交換 （故障した灯具の交換含む）	L E D	工事費の 1 / 2 以内 + 5,000 円 最高限度額 12,000 円
維持管理費 補助金	電気料及び軽微な 修理費	令 和 4 年 度	年間 2,300 円
		令和 5 年度以降	年間 2,000 円

◆注意事項

- 1 蛍光灯の設置工事は補助の対象となりません。
- 2 算出された補助金額が工事費の額を超える場合は、工事費と同額を補助金額とします。
【例】灯具交換工事費 9,000 円の場合
 $9,000 \div 2 + 5,000 = 9,500$ 円ですが、補助金は 9,000 円になります。
- 3 球切れ等の理由のため至急で灯具交換を行う場合を除き、工事の着工は、交付決定通知書の受領後に行ってください。
- 4 既に L E D 化している防犯灯を、故障により新しく（灯具一式交換）する場合も補助金の対象となります。（ただし、メーカー保証がある場合はそちらをご利用ください。）
- 5 補助対象となる防犯灯は、「公道に沿って設置され、公道を照明しており、電気料金の契約種別が公衆街路灯 A であって、10 ワットまでの料金区分が適用されるもの」に限られていますのでご注意ください。（新設あるいは灯具交換の際も、灯具の仕様をご確認ください。）
- 6 維持管理費補助金の交付対象となる防犯灯は、原則として交付年度の 9 月時点の電力会社の契約を基に認定します。

【問合せ】 安心安全課（本庁舎 4 階） 熊谷市役所 048-524-1111（代表）
大里行政センター地域振興係 0493-39-0311（代表）
妻沼行政センター地域振興係 048-588-1321（代表）
江南行政センター地域振興係 048-536-1521（代表）

⑦地域防犯カメラ設置に関する補助

市では、地域の防犯活動を支援し、犯罪のない安心で安全なまちづくりを推進するため、犯罪抑止効果が高い地域防犯カメラを設置する自治会に対し、設置費及び維持管理費の一部を補助します。

地域防犯カメラは、日頃から自治会が行う自主防犯活動を補完することで、地域社会の安心・安全に寄与することが期待されています。一方、地域防犯カメラで撮影された画像は、プライバシー保護の観点から、取扱いに十分留意する必要があります。

<補助金の交付を受けるためには>

- (1) 設置前に安心安全課との事前協議が必要です。
(補助金交付決定前の設置は補助金の対象外です。)
- (2) 地域防犯カメラを設置することについて、地域の合意形成が必要です。
- (3) 同一年度内に補助金申請から設置までを行う必要があります。
- (4) 維持管理費の補助金は、地域防犯カメラ等設置補助金の交付を受けたカメラが対象です。

<補助金の概要>

- 補助対象費用：地域防犯カメラ等の購入及び設置に要する費用。
- 補助金額：上記補助対象費用の合計額に4分の3を乗じて得た額とし、1自治会につき、1年度あたり15万円を限度とします。
維持管理費補助金は、1年度あたり8千円/箇所を対象期間は5年です。

⑧交通災害共済

市では、各自治会に「市町村交通災害共済加入申込書」を配布し、加入の取りまとめをお願いしています。取りまとめた申込書と共済会費は、期日までに安心安全課、各行政センター地域振興係又はさくらめいと出張所までお持ちください。なお、自治会へは加入数に応じた加入推進費を交付します。

◎依頼時期：2月頃 ◎共済期間：4月1日～翌年3月31日までの1年間

◎共済会費：おひとり 500 円

※令和4年度分については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため取りまとめを中止としました。

<対象となる事故>

- ・日本国内の道路上で自動車、オートバイ、自転車等に乗車中に発生した衝突・接触・転落・転倒等の事故
- ・歩行中に上記の車両にはねられたり、ひかれたりした事故

【問合せ】 安心安全課（本庁舎4階）熊谷市役所 048-524-1111（代表）

⑨自主防災組織

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の精神に基づき、災害発生時はもちろんのこと、日ごろから地域の皆さんが協力して防災活動に取り組むための組織です。

市では、自主防災組織の結成やその活動を支援しています。組織の結成や防災訓練実施にあたってのご相談、ご質問等は危機管理課までお問い合わせください。

◎受付時期：随時

補助金の交付には、あらかじめ交付申請書・見積書等の提出が必要です。事前に危機管理課までご相談ください。

<自主防災組織結成時補助金>

市では、自主防災組織の結成届出後、原則として1年以内に防災用資機材を購入した場合、費用の一部を補助します（1組織1回）。

助成方法（限度額）

①基準額 50,000 円＋（構成世帯数×200 円）

②防災用資機材購入費×4／5（8割）

①と②のいずれか金額が少ない方の額で、10万円を限度とします。

<防災訓練実施補助金>

自主防災組織が実施する防災訓練において使用する消耗品等の購入に要した費用の一部を補助します（1年度1回）。

助成方法（限度額）

全額。ただし 50,000 円を超えるときは、50,000 円。

消火器詰替え 1 本あたりの補助額が 5,000 円を超えるときは
消火器 1 本あたりの補助額は 5,000 円となります。

<資機材整備費補助金>

直近 5 会計年度のうち 3 会計年度以上、防災訓練を実施した組織が防災用資機材を購入した場合、費用の一部を補助します。

助成方法（限度額）

全額。ただし 50,000 円を超えるときは、50,000 円。

（1 組織につき 5 会計年度ごとに 1 回）

<地区防災計画策定補助金>

地区防災計画を策定する①校区内の自主防災組織の連合体又は
②単独の自主防災組織に対し、策定経費の一部を補助します。

助成方法（限度額）

①校区レベルの計画 策定経費×補助率4/5（限度額40万円）

②単独の自主防災組織の計画 同上（限度額5万円）

<必須要件>

地区住民等の参加・検討・報告を通し、地区内の安否確認・情報集約体制を構築すること。また、計画を市防災会議に提案すること。

◎お願い

自主防災組織は、自治会とは別の組織として、市に登録されています。自主防災組織の会長や緊急連絡先に変更があった場合は、別途、危機管理課までご連絡ください。

<防災行政無線の地域使用>

希望する自治会又は自主防災組織（自治会等）は、緊急時に防災行政無線（屋外拡声子局）を使って地域に放送ができます（苦情対応も必要です）。危機管理課までお問い合わせください。

◆ 使用できる放送

- (1) 自治会等が主催し、実施する防災又は防犯に関する啓発
- (2) 自治会等が主催し、実施しようとした行事が中止となった場合の「中止」の連絡（緊急に周知を行う必要があり、他の方法により周知を行うことが困難である場合）

◆ 使用時間

原則として、午前7時から午後7時まで



◆ 使用方法

- (1) 自治会等が使用する場合、申請書を提出し、鍵の貸与（原則、子局1本に鍵1個）を受ける。（市役所危機管理課で受付）
- (2) 放送を行う場合、自治会等は、その放送内容を報告書により、市に報告する。ただし、緊急を要し報告する暇がないときは、事後、速やかに報告する。

（市役所危機管理課、各行政センター地域振興係で受付）

【問合せ】危機管理課（本庁舎4階）熊谷市役所 048-524-1111（代表）

⑩広報紙等配布数の変更

世帯数の変動により、各自治会で配布する広報紙の配布数に変更が生じた場合、広報広聴課での変更手続きが必要です。毎月10日までにご連絡いただくと、翌月号から変更された部数でお届けします。

< 手続方法 >

- ・ 広報広聴課の窓口又は電話にて、随時承ります。

【問合せ】 広報広聴課（本庁舎3階）熊谷市役所 048-524-1111（代表）

⑪敬老会

市では、敬老会を主催する団体に対し、敬老会事業の実施に要する費用の一部として、75歳以上の対象者数に応じた補助金（1人当たり1,300円）を交付しています。

◎依頼時期：5月頃

< スケジュール（予定） >

手続き／敬老会の実施時期	9～10月に実施する場合	11月以降に実施する場合
補助金の交付申請	6月末締切	9月初旬締切
補助金の交付	8月末	10月末
実績報告書の提出	11月末締切	2月中旬締切

【問合せ】 長寿いきがい課（本庁舎1階）熊谷市役所 048-524-1111（代表）

⑫ニャオざね元気体操

「ニャオざね元気体操」とは、おもりを使った簡単な介護予防体操のことです。この体操は、地域の集会所など身近な場所で、地域の仲間と一緒に自主的に活動していただくもので、活動の中心となるのは介護予防サポーター養成講座を受講した「さくらフィット」です。

新たにグループを立ち上げたい場合、養成講座に参加したい場合、グループに参加したい場合は、担当地域包括支援センターへお問い合わせください。

地域包括支援センター名	連絡先	担当地区
いこいの里	048-589-0001	妻沼地域
永寿苑	048-533-2022	大幡・奈良・別府
はなぶさ苑	048-533-8833	玉井・三尻・籠原・新堀
玉の緒	048-525-5621	箱田・肥塚・成田・中条・星宮・中央
はなぶさ苑荒川	048-522-1577	上石(石原以外)・荒川・大麻生・赤城町・曙・万平町
ぬくもり	048-529-2511	本町・宮町・末広・筑波・銀座・本石・石原・大原 桜町・平戸
クイーンズビラ	048-507-1515	末広・上之・中西・佐谷田・久下
立正たちばな	048-537-1155	吉岡・大里地域・江南地域

⑬環境美化推進員

市では、環境美化推進員制度により、各自治会で環境美化推進員を選出していただき、自治会長からの推薦書の提出をお願いしています。

推進員には報償金をお支払いしています。

◎依頼時期：2月末頃

＜環境美化推進員の概要＞

①推薦する人数：自治会世帯数 250 世帯ごとに 1 名

②任 期：1 年間(令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)

③担当する区域：推進員の住む自治会の区域



④仕 事 内 容：ごみ集積所の見回り



ごみの分別推進



市開催の研修会等への出席



不法投棄の通報

【問合せ】 環境推進課（江南庁舎 2 階） 048-536-1549（直通）

⑭衛生害虫防除薬剤購入費補助金

市では、生活環境の維持及び向上を図るために行う衛生害虫の駆除事業に必要な防除用殺虫剤を購入する自治会に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。申請方法に関しては、環境推進課までお問い合わせください。

助成金額（限度額）

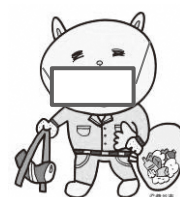
- ・ 補助金申請のあった年度内に購入した薬剤等の費用（1,000 円未満は切り捨て）の 2 分の 1 の金額。
- ・ 1 自治会につき、同一年度内において、20,000 円を限度とする。

【問合せ】 環境推進課（江南庁舎 2 階） 048-536-1565（直通）

コロナ禍で・・・

地域で作業があるときは

マスクして～ 距離を保って～ 短時間でにゃ！



⑮公園サポーター制度に関する報奨金

市では、公園・子供広場等の清掃・除草といった日常的な管理を地元の皆様にご協力いただいた場合、報奨金という形で活動費を交付しています。

◎清掃等の時期：時期・回数の指定なし

※ごみゼロ運動など各自治会の都合にあわせて実施をお願いします。

<お願い事項>

- ①日常的な管理（清掃・除草等）をお願いします。
- ②遊具の不具合等、お気づきの点をご連絡ください。
- ※遊具等の補修、樹木（高木）の剪定等は、市で実施します。

公園サポーター制度 報奨金（年間）

基本額	都市公園、緑地等：5,000 円／箇所 子供広場等：3,000 円／箇所
面積割	500 m ² 未満：15,500 円 500 m ² 以上 1000 m ² 未満：20,500 円 1000 m ² 以上 2000 m ² 未満：28,000 円 2000 m ² 以上 3000 m ² 未満：43,000 円 3000 m ² 以上 5000 m ² 未満：59,000 円 5000 m ² 以上 10000 m ² 未満：88,000 円 10000 m ² 以上：128,000 円
トイレ	トイレ：20,000 円／箇所 （多目的トイレ：40,000 円）
上記3項目の合計額を支給（上記金額は令和3年度実績）	

【問合せ】公園緑地課（大里庁舎2階）0493-39-4806（直通）



コロナ禍で・・・

活動するとき、安全のために、どんなことに注意したらいいの？



もちろんマスクを着用し、人と人が触れ合わない距離（1m程度）を確保しましょう。立っている人と座っている人が混在しないようにし、できるだけ短時間の活動としましょう。

マスクは、外してから再度利用する場合、消毒液を含ませた布で拭くなどの対応もあります。